

弁護士による臨时无料相談

女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。

職場に性差別がある

離婚するには
どうしたら・・・

私もセクハラ被害
を受けた

ストーカー被害
にあっている

夫の暴力から
逃げたい

養育費ってどのくら
いもらえるの？



2月16日（水）午前11時～午後7時



054-251-8720

主催 静岡県弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：静岡県弁護士会

TEL 054-252-0008

※上記日程で同日にLGBTQ電話相談を同時開催中です。（TEL：054-251-8725）